

## 第 492 回福井地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 6 月 9 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 2 場 所：福井春山合同庁舎 8 階 第一共用会議室
- 3 出席状況：  
公益代表委員 新宮会長、井花委員、上野委員、岡崎委員、竹内委員  
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員  
使用者代表委員 江端委員、久保田委員、坂川委員、中山委員、山埜委員  
事務局 山崎労働局長、藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官
- 4 議 題：
  - (1) 「福井地方最低賃金審議会運営規程」について
  - (2) 特定最低賃金の審議手法及び審議日程について
  - (3) 令和 4 年度における最低賃金の審議日程について
  - (4) その他
- 5 資 料
  - (1) 福井地方最低賃金審議会運営規程（案）
  - (2) 令和 4 年度 福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表
  - (3) 福井県最低賃金の推移
  - (4) 福井県最低賃金額と一般賃金水準等との比較
  - (5) 種類別求人・求職賃金状況
  - (6) 新規学卒者の産業別初任給情報 新規学卒者の職業別・規模別初任給情報
  - (7) 雇用失業情勢（令和 4 年 4 月分）
  - (8) 福井県内の労働市場の動き（令和 4 年 3 月分）
  - (9) 毎月勤労統計調査地方調査結果速報（令和 4 年 3 月分）
  - (10) 福井市消費者物価指数（令和 3 年分：総合）
  - (11) 福井県景気動向指数（令和 4 年 2 月分）
  - (12) 福井県鉱工業指数（令和 4 年 3 月分）
  - (13) 福井県内経済情勢（令和 4 年 4 月：四半期報）
  - (14) 管内経済情勢報告（令和 4 年 4 月：四半期報）
  - (15) 北陸経済調査（令和 4 年 5 月）
  - (16) 福井県金融経済クォーターリー（2022 年春：四半期報）
  - (17) 景気見通し調査 調査結果（令和 4 年 3 月期：四半期報）
  - (18) 都道府県別、地賃・特賃額年度別推移表
  - (19) 関連資料（R3 中賃の小委員会配布資料一部抜粋）

## (20) 消費者物価地域差指数 (2020 年結果)

### 6 議事録

#### ○新宮会長

ただいまより、第 492 回福井地方最低賃金審議会を開催します。  
では、最初に定足数の確認を事務局よりお願いします。

#### ○西村指導官

はい。報告いたします。

本日は、委員全員の御出席をいただいております、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

#### ○新宮会長

ありがとうございます。

なお、これまで、労働者代表委員として就任いただいていた松長委員が一身上の都合により、3月に委員を退任されましたので、その後任の委員として、JAM北陸の副書記長であります九野光佑（くのこうすけ）様に就任いただいておりますことを御紹介いたします。

また、事務局の労働局側も今年度の人事異動にて川口賃金室長が交代され新たに細川賃金室長になられたことを御紹介します。

お二人から自己紹介をお願いします。

#### ○九野委員

皆さんこんにちは。今ほど御紹介をいただきました、今回新しく労働側で委員を務めさせていただく JAM北陸で副書記長をしております九野と言います。どうぞよろしくお願いたします。

#### ○細川室長

労働局の賃金室で、4月に室長を拝命しました細川と言います。事務局として一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

#### ○新宮会長

それでは、審議に先立ち「山崎(やまさき)福井労働局長」より御挨拶をいただきます。

山崎局長よろしくお願いたします。

#### ○山崎局長挨拶

福井労働局長の山崎でございます。

新宮会長をはじめ各委員の皆様方には、日頃から労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の審議会は、令和4年度の福井県最低賃金改正決定に向けてのキックオフとなります。暑い日が続きますが、今後の御審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先の6月7日に「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる「骨太の方針」が閣議決定されました。その中で、最低賃金については、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。」とされたところです。全国加重平均1,000円については、平成29年3月28日の働き方改革実現会議決定において、「年率3%程度をめどとして、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す。」と従来から示されているところであり、引き続き政府における重要な政策決定事項となっています。

社会経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の長期化や、エネルギー・原材料価格の高騰、さらにはウクライナ情勢による影響など、予断を許さない状況が続いておりますが、一方で、県内の雇用失業情勢を見ますと、令和3年度平均の有効求人倍率が1.92倍と3年ぶりに増加に転じ、直近の令和4年4月には、就業地別で1.99倍となり、人手不足の面が出てきている状況にもあります。

最低賃金の引上げは、政府の重要な政策決定事項ではありますが、先の骨太の方針の中で、「その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされているところでもあります。

福井県最低賃金の改定審議につきましても、政府の方針や県内状況などを踏まえた、総合的な観点から御審議賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、これから、蒸し暑い梅雨の時期や本格的な夏の時期を迎える中での御審議をお願いすることになりますが、重ねて御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○新宮会長

山崎局長ありがとうございました。

それでは、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきます。

まず、議題(1)「福井地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局より説明をお願いします。

#### ○細川室長

それでは、今後の審議会の運営に当たっての各規定の説明をさせていただきますと思います。

なお、これら運営規程の説明の前に、審議会等の会議の成立要件について簡単に説明させていただきます。

審議会等の会議が成立するため条件としましては、最低賃金審議会令第5条の規定により、「委員総数の3分の2以上（10名以上）の出席又は各側委員の3分の1以上（2名以上）の出席」の要件を満たすことが成立要件となります。よって、最低賃金審議会は、公労使委員の各側2名以上、最少では6名の出席があれば成立し、各側3名で構成する専門部会においては、各側1名以上、最少では3名の出席により成立することになります。

それでは、運営規定の内容について説明をさせていただきます。

資料 No1 「福井地方最低賃金審議会運営規程（案）」を広げていただきたいと思います。

運営規程につきましては、第1条から9条までの規定により構成されており、その項目としては、規程の目的、会議の招集、小委員会、委員の欠席、会議における発言、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見及び建議の提出、既定の改廃の各項目に関する規定となっています。これらの規定のうち留意いただきたい内容及び本日協議いただきたい内容について説明させていただきます。

まず、第3条の小委員会に関する運営規定についてです。本日の議題（2）により「特定最低賃金の審議手法及び審議日程について」にて審議していただく内容と重複するものと思料されるもので、ここでは運営規定で定まっている第3条の内容について報告させていただきたいと思います。

第3条では、「会長は、審議会の決議により、特定の議案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設置することができる。」と規定されており、昨年度は、小委員会を設置して特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無に関する審議を行っていただいております。今年度においても、審議会での全員協議会のみならず、小委員会を設けた上で別途審議を実施すべきとの御意見があれば、運営規程第3条に基づく「小委員会」を設置し、審議会の審議に先行した検討・協議を実施することとなります。併せて、昨年度同様、同委員会の委員については、福井地方最低賃金審議会委員の中から、特定最低賃金4業種をそれぞれ代表する労使委員各2名及び公益委員2名を指名することの取扱いについても、本日審議いただきたいと思います。

次に、第6条の会議の公開に関する規定内容につきましては、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利等が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」とされており、第7条の議事録及び議事要旨につきましても、会議の公開と同じ理由により、議事録の一部又は全部を非公開とできるとされ、議事録を非公開とする場合は議事要旨を公開することになっております。

福井地方最低賃金審議会においては、これまで、審議会での採決、金額改正

に係る異議申出に関する審議及び特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会について非公開として決定のうえ実施していますが、本年度の取扱いについて、本日改めて御審議いただきたいものであります。

なお、地方最低賃金審議会の公開につきましては、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で、更なる透明化が求められており、会議を公開する場合の議事録や非公開とする場合の議事要旨及び会議資料の公開方法については、これまでどおり一般の閲覧等の利用に供するほか、福井労働局のホームページに電子媒体を掲載しております。これら議事録等の公開に際しては、昨年同様、委員の方全員に対する事前の確認をお願いする予定としておりますので、引き続きよろしくお願いたします。また、会議を非公開とした場合の専門部会等については、議事要旨をホームページに公開することになりますが、議事録自体の作成は必要であり、行政機関の保有する情報公開法に基づく開示請求がなされた場合は、これらの法律に規定された不開示情報を除き、その議事録等を開示することになりますので、これらの点についても御承知いただきますようよろしくお願いいたします。

○新宮会長

はい、ありがとうございました。

審議会の運営規程に関し、「小委員会の設置」の説明と「会議・議事録の公開」等に関する説明がありました。事務局の説明通り議題（２）にて「特定最低賃金の審議手法及び審議日程について」にて包括的に審議しますので、ここでは、「会議・議事録の公開」に関する審議会としての取扱いについて審議させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

・・・会議の公開に関する意見特になし・・・

○新宮会長

はい、ありがとうございました。

それでは、議題（２）「特定最低賃金の審議手法及び審議日程について」を審議させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

・・・各委員うなずく・・・

○新宮会長

今御説明がありましたとおり、昨年从小委員会を設けております。これは、元々それぞれの業界、特定最低賃金の対象となっております労使の現状に関する認識を、公労使で共にして、実際の賃金に入るかどうかに関する基本的な認識を共有したい形で始めました。この在り方について、少し議論をしたいと思っております。今年も小委員会を設けるべきかどうかということ、それと、どういう形で、昨年と同じようにやることでよいか、違った方法をやるのか。これらに

ついて、御意見を頂けると有り難いです。どなたからでも結構です、御意見をいただけますか。

#### ○坂川委員

確認ですが、小委員会を会長がおっしゃった形でやるとしたときに、その基本的な目的は、全員会議で最終的にそれぞれ各自が従位して了解してやるその前段として、その今おっしゃるような各業種の現状の認識を共有するというそういう意味合いでよろしいでしょうか。

#### ○新宮会長

もともとはこの審議会のメンバーだけじゃなくて、本当言うとそれぞれの特定最賃の対象となる業種の使用の方々を含めて意欲的な最初の段階では実は意図しておりました。

そういう形で必要性があるかないかということは、その審議に入る前の段階でそういう人たちがいないという段階でも決めないといけないという、なかなか難しいんじゃないかという思いがありました。なので本当言うとそういう人が寄せて小委員会ができればよかったんですけども、結局このメンバーでやったという形になりました。なのでそれぞれちょっとその代表制がない中でそういうことを言わなきゃいけないことが皆さんにしんどい思いをさせたんじゃないかと思えます。そのまま今年もやっていいのかということが一つあるということと、それから前も申し上げましたところ、小委員会である程度地ならしができたということで、本当に必要性の審議をするときに審議ができなかったということがあって、本当にどういうふうによればいいのか迷っているところがあります。で、今回この件について皆さんから御意見を聴きたいなと思っているところであります。キッチリと情勢に関する情報を共有できるような小委員会を持つということができれば、やる意味があるかなと考えている。

#### ○江端委員

昨年、一昨年と特定最賃はなかなか難しかった。これはコロナ禍の影響ということで、今年はコロナが少し落ち着いて、少なくとも地域別最賃については、議論しやすい環境が整ってきたのではないかなというふうに思います。実はこちらに来る前にコンビニに寄ってきたのですが、858円の最低賃金で募集をかけていました。夜間は1,073円か4円で858円の25パーセント増しでした。従来は実勢の最低賃金っていうと、我々が決めた最低賃金から、ある程度余裕幅というか上げ幅があって、泳げる余裕があった気もするんですけども、ここ数年の地域別最賃の急激なアップで本当に小さな企業の一部に、本当の最低賃金、我々が決めた最低賃金を使って人を集めているという事態が起こっております。そうした中で、4業種について、必要性があるかどうかの話も大事なんですけども、果たして今の時代引き続き4業種というのが地域別最賃と別の取扱いというか特別扱いをすべき業種であるべきかどうか、そろそろ議論をすべき時

に来ているのではないかと思います。そういう議論は去年の小委員会では、全然やらなかったんですけれども、繊維など基幹産業としてこれからも福井県が支援していく必要があることは間違いないと思うんですが、昨年のようにものすごいコロナ禍のダメージを受けている時に特定最賃の対象業種ということで議論をするというのが、果たしていかなものか。また、今の時代に百貨店スーパーが特別扱いをする4業種に入っているということもよく分からないと思うんです。恐らく当時は意味があったんだと思います。ですから4業種について、今日において特別扱いにする理由というのを教えていただきたいですし、基本は縮小の方向だと思いますが、そもそも4業種を今も維持する必要があるかどうかというような議論の場を設けていただけないかなと。それが小委員会であればそれでいいんですけど。それは直ちには結論は出ないかと思いますし、今年言って今年やめるなんてことは現実できないと思います。ただ、すごく世の中も変わっているし、最賃もすごく上がってきているのに、相変わらずこの4業種を特別扱いする今日的な意味合い、そういう議論の場は設けていただきたいなと思います。

○新宮会長

今の御意見について労働側は何かありますか。

○玉川委員

特定最低賃金がこの時代に必要かどうかということをおっしゃったと思いますが、先ほども申し上げましたが、例えば繊維は福井県における基幹産業であったという話の中で、では、基幹産業であるという繊維はどうなっていくのか。という議論の中で我々としては基幹産業である繊維は福井県においても将来的に活性化している。福井の経済をけん引していけるような産業にしていくべきだと思っております。そうすると、優秀な人材だとか、他の産業に比べて優位性が必要ではないかと今後仕上がっていくべきだと思います。そうすると、最低賃金と福井県最低賃金や特定最低賃金としての意味合いをどう作っていくかということが、我々としては重要ではないかと思う。

繊維以外にも電機、機械、百貨店・総合スーパーも近づくことと思います。昨年全国の最低賃金、270くらいあると思うんですがそのうち特定最賃の審議が入っていけない額というのはコロナの状況の中でも非常に少ないわけですね。なおかつ例年に比べるともちろん若干は必要性審議でパスできなかった部分もありますし、非常に地域別最低賃金に近づいている特定最低賃金というのも多くなってきました。状況としては確かに委員が言われるように、特定最低賃金と地域別最低賃金の優位性という意味では更に縮まってきているということは印象的には受けているわけですが、個々をどう担当するかというのも当該の産業の申出の中でどう扱っているかというふうに我々はそう思っている。ちょっと踏み込ませていただきますと、小委員会議での位置付けについて、もちろん使用者側の先生方が特定最低賃金についてですが、不要というのであれば不

要を申出なり提案というのものもあるのかもしれない、我々とする必要な根拠、数値的なデータに基づいて届出をさせていただいておりますので、ここは必要性審議というものについて、議論いただく場になっていく。小委員会の中で、もしそういった御異論というものがあれば議論の場としては問題ないかと思っています。小委員会の持ち方も問題ですけど、新宮会長が言われたとおり、もともと特定最低賃金の議論については当該の労使のイニシアティブという基本があるが上に全員一致で初めてその必要性が認められ、改正の審議に入っていくという段階を踏んでいるというわけですので、当然我々としては当該の労使の中で必要性のある程度状況を共有しながら判断していくという材料については小委員会は必要だと思っているわけです。ただ去年の初年度であったがゆえに本審のメンバーでそれもちょっと乱暴な形で二つの業種ずつそれぞれが、1名ずつ入った小委員会構成というのが主旨とは全く違うような活動の小委員会だったので、ああいう形であれば目的に沿った小委員会ではないと考えますと、改めて小委員会の設置、目的に沿ったやり方というのが必要ではないかというふうに思っております。

#### ○新宮会長

今言われたような小委員会をする方向というのは御提案いただけると有り難い。つまりこのメンバー以外に来られたときにどういうことをすればいいのか、過去経験がないので、こういう形であればいいのではないかというのがあれば、そういった形で進めることも場合によっては可能かなと。それは検討が必要ですし、皆さんの御了承が必要かとも思うし、それができるかどうか。

#### ○玉川委員

これに対してこれが答えだろうということもないんですが、ほか、昨年、一昨年中でも必要性審議を必要性有りになった場合、改正は必ず1円以上上げなければならないという議論があったかと思います。中には他県ですけれどもゼロもありきという審議するという一部出てきているということをお聴きしますと、それはある意味その改正の必要性は有りとするが、改正側としてはゼロだったという結果に基づく考え方からきているということです。そのやり方の中で大事なのはやはり当該者同士において必要性は認められていると言いつつも、やはり改正側としてはゼロというものを導いたということですから、私としては当該の労使の中でそのゼロであるか改正が必要であるかという有無はある程度当該労使の中で結論を導き出すという筋道が必要ではないか。先ほども使用者側委員が言われた、なかなか分からない中でという発言があったように、当該労使以外で全てを客観的に判断するのは難しいかなと思っているので、例えば小委員会を設けるのであればやはり通常である専門部会のメンバーの中の一人を本審のメンバーと二人体制でそれぞれの委員会を持つとか。あるいは、それぞれの業種の専門部会に出てくるような方々を全員協議会の中で呼びをすとか、いろんな見解をお聴きするような場所を作るとか。いろんな



やり方としてはあると思うけれども、これは何がいいかという、やっぱりその使用者側の方であろうと、労働者側の方であろうと、その状況については我々よりもむしろ説得性のある発言が得られるであろうと思われま。そこをできるだけ多くの方が共有しながら、その意見に沿って必要性の議論をこの場でできるようにした方がいいと思われま。全体協議会の中でお呼びをするということもあるとは思ひ、小委員会の中で、そういうのも同じ形の中で本審のメンバーが一部入るのも結構ですし、ある程度共有できる形で持つのであれば小委員会の審議入りも有りかとも思うのですが、去年の形であると本審のメンバーの一部の人間が、それぞれそれなりの根拠を持ってきたとはいへども、当該の労使とも言い難いメンバーではなかったかなと思ひているという点では、改めるべきかと思ひています。

#### ○新宮会長

ちょっと今特賃の専門部会で1円でも上げるといふことが、実は必要性有無のあれですので、3月の審議会の説明がありましたように0円も有りという想定で開催するといふことは原則としてできません。で、やるとすれば、専門部会の委員の方に小委員会に先に入っただいて、小委員会を構成するといふ形であればできるかもしれませ。今、江端委員がおっしゃったような、この業界で特賃を続けていくのかといふ議論をそういう議論も交えてやっていったほうがいいんじゃないかという感じを受けました。公益の先生方、何か御意見ありますか。

#### ○岡崎委員

今、玉川委員がおっしゃったように、やはりあの特定最賃がですね、労使の合議に基づいてが前提になっていますので、やはりそれぞれの特定業種における使用者側の方が何らかの形でやはり加わるべきであるかと。おそらく何か集められて提出されていますね。本当はそれに使用者側の同意を得た上で提出されているわけではあるが、提出されている少なくとも組合の参加されている企業の方は同意されているといふことは間違いないことですので、そういったような方の専門部会の委員の中に加えていただいて、やはり必要性について本審の委員が加わるかは別の問題で、必要なんだろうなど。昨年参加させてもらって思っただのは、結局のところ空中戦の行われているところ、それぞれの特定業種に関する議論といふのはなかったという感じはしていました。そこは少なくともそういう方々が使用者側から来ていただかないとうまくいかないだろうなというふうに思いました。

#### ○坂川委員

すみませ、確認なんです。先ほどの運営規定の説明の中で、ちょっと私が聴き間違っていたら申し訳ありませんが、3条の小委員会の説明の中で小委員会をする場合にこのメンバーに誰か入るんすよといふ説明を受けたんです

が、それは間違いないですか。

○細川室長

昨年度の状況で申し上げましたところ、小委員会で各側の代表する労使委員の各2名、公益の委員2名を指名することとして取り扱っていたという昨年度の状況を説明させていただいて、なお、昨年度同様であるかもということを含めて本日御協議をいただきたいということです。

○坂川委員

ただこの規定上は小委員会を設けたときに、このメンバーが全員外れたとしても成り立つということですかね。例えばですけれども、極端な話ですが。

○細川室長

運営委員会の規定の第3条にございます、審議のために委員を指名して小委員会を設けることができると書いてございますので、可能であるというふうに思われます。

○新宮会長

今の話、現実的には行政の審議の議論に供する形で小委員会が開催されますので、やはりその審議のメンバーである人が入っていただかないと全部外部の人、このメンバー以外の人ということは現実としては有り得ないことと思われまます。ここで読む限り、必要と思われる方を外部からお呼びするという形で差し支えはないという理解でよろしいですか。

○細川室長

はい。

○新宮会長

少しその可能性も踏まえまして、次回の審議会の後、少しお時間を頂いて、ざっくばらんな懇談会みたいな形で、この進め方をお話する機会を設けたいと考えているんですけど、今日この場で議論して結論を出すというのは非常に難しいと思いますので、少しそれぞれ委員の方々の何かこの必要性審議の前段階でどういう形で、特賃の今後の在り方全般でもよいので、今御審議されたとおりとか、今年の情報鑑みてそのどういうふうに情勢を審議するのかの情報を共有するという、どう小委員会を設けるかということを議題に懇談会形式で議事録も何もない形で審議会を閉じて議論したいと思うが、そういうことは可能でしょうか。

○細川室長

はい、可能でございます。

○新宮会長

皆さん、いかがでしょうか。

ちょっとこの場ですぐにこの議論をやるのは、なかなか今言ったばかりなので難しいと思うので。

○江端委員

特定最賃の議論というのは、私は3回目になるのですが去年はなくておとしは百貨店スーパーの議論をし、山埜委員の前任の委員と私と民間のエルパの理事長の竹内委員に入っていたいでやった記憶がございます。

そういう感じで現場の人に、小委員会の形で入っていただくかは別にして、必要性議論の前に話をするのはいいんじゃないかと。ただ1年目に民間の方に相談に行ったときに言われたことは、あの会議は出たら最後1円以上上げないといけないというのは、おかしいとすごく言われました。必要性議論の時にはそういう民間の方は入っていませんから、こちらの方で決めてしまって、お願いにいったときに協力はするけれども、なんで1円上げるって決まっているんだという話だったんです。今回も必要性議論の前に、業種が適当かどうかという議論までするとすると地域別最低賃金の議論が8月の初めくらいでセットし、必要性議論が8月の下旬くらいで日程を組まれてしまうと、その間でそんな小委員会で実質の議論をする時間があるのかなという現実的なことがあるんです。

○新宮会長

直接的な議論は、必要性の有無に関する情報共有みたいな今の4業種限定というところで、先ほど江端委員がおっしゃったように、長い時間をかけて議論する取っ掛かりのような議論があってもよいということですね。差し当たっては今年度の特定最賃の必要性があるかないかを議論をする場でしかないと思います。その中で今江端委員がおっしゃった、すぐに廃止ということとかいうのではないだろうという意見、それはそのとおりで、どっかで議論が始まるのがよいことだと思うので、そういうことも含めて意見のすり合わせがあってその年に廃止になるということになるとはならないと思います。その程度の議論だと思います。差し当たって小委員会の使命は本年度の要請の有無に関する基本的な認識を共有することについてです。

○江端委員

今の会長のお話は分かりました。ただスケジュールだけ、時間的な余裕があってほしいというところです。昨年やと地域別が終わったという後に、小委員会をやりますということで1回だけやった覚えがあります。そこに民間の人にもお願いをしてやるってことになる、やっぱりスケジュールがタイトな気がする。正にお盆ですし、休みなく地域別から特定の方に流れていくという感じがするので、スケジュールがうまくいくよう、考えていただきたいなと思

います。

○坂川委員

そのスケジュールについて、やっぱり特定最賃の必要性を判断するに当たって、一般の地方最賃は目安額なり、上昇額というのは、やっぱり密接に関連していると私は思います。福井の場合には、残り3業種、仮の話ですが、今局長がおっしゃったような、結構な上げ幅になっていくんだらうという思いがあります。それを受けて特定最賃を上げていくのかと言われてれば、我々としてはちょっと厳しいなという思いがあります。やはり、地方最賃の上げ幅なり、目安なりというものがある程度見えてこないと有無判断というのは非常にし難いだろうなという思いがあります。そここのところのスケジュールはどうなるのかという思いがあります。あまり早く走ったところで、地方最賃が我々として不可能機能であったときに特定最賃をそれに上乘せしますかといったときに、話合いを持つ場というタイミング、ちょっと難しいなという気はしています。

○新宮会長

実は、去年も一昨年も特定最賃に関して議論に入れないということが出てきて、まあ何とかその、ずっとそれがあつた程度の認識の共有の下、できるという状況を作りたいというのが我々の気持ちなんです。例えばその必要性の審議というのは異議審の時になりますかね、それはもっと後にするということはできませんか。専門部会そのものを10月頃から始めますよね、特賃の。だからそういうスケジュールを今タイトであるというならば、小委員会も遅らせてその特賃の必要性も遅らせて、その専門部会の開催に間に合うようにする開催日程でいかがでしょうか。今、言って今答えろというのが無理なのかもしれませんが。

○細川室長

資料No.2のところの日程表がついておりますが、8月24日までの異議審の日程が書かれておりますが、その一番下のところに公示日から一番右側にある発行予定日まで県最賃であれば10月1日、4業種であれば12月24日効力発生日の後ろのほうが決まっております。

○新宮会長

今、私が、言っているのは異議審と必要性の有無を分けるということを行っています。異議審はそのとおりにやればいいんです。もう1回必要性の審議を（異議審の前に）別でやろうとするとタイトなので別に分けたらどうかということです。

○細川室長

日程的には可能です。ただ、日程表についてはどれだけ後ろにできるのかということは、この場でお答えできませんけど。

○新宮会長

はい、分かりました。ちょっとこの場で、日程的なものに対する結論を出すのは、難しいということがありますので、それぞれ使用者側も労働者側もどういうふうに小委員会を位置付けるかについて、スケジュールを含めて考えてきていただきたい、次回の審議会の後で少し率直に意見を頂きながらどういう形で進めていくかを決めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○山本委員

この2年間の取組の経済化した課題に対して、今年度以降もこの審議会の中でどう決めていくか、どう議論を進めていくかがポイントだと思っている。今の経営側の議論も含めて、労側の議論も設けて一旦次回懇親会、懇談も踏まえて自由な意見交換したいという会長の御発言もありました。どうも聴いているとプロセスをしっかりと作っていくのか、それとも今年度から適用するのか、間に合えばそれでいいとは思いますが、その構図をどういうふうに労側使側公益含めて3者で共通認識を持てる議論する場を作っていく、それを効果的な最賃の中に落とし込んでいく、諮問機関、決定機関を作っていくのか、若しくは、単純に今のそれぞれの3者が考える最低賃金の在り方ということを考えていくのか。一番冒頭であったのが、特定4業種本当に必要であるかどうかという審議をしていくことがまず一つ必要ですよね、ということに一旦立ち返るのか、それともそれは時期尚早であり時間をかけて議論する場があれば、それはそういう場を作ればいいし、今現在動いているのは今年度の最低賃金と特定最賃をどうするかという議論、しっかり交通整備をしていくことが重要なことだと感じています。私の方で先人から聴いている話をすると今日玉川委員の方から話がありましたが、労側は必要な根拠を出している、なので、感情論ではなくて、議論を詰めた最低賃金及び特定最低賃金を持っている主旨はずれない、議論の場を作っていくのかというのを、おぼろげながら路線を出しながら話していく。じゃないと今後こうしていきましようよという未来的な議論とそうじゃなくその議論に乗っかりながら、今年はやめましようとか。というふうに決定の議論が二つ同じ議論の場であると何が正しくて、何が腹に落ちて今後の福井県の最低賃金を議論していく上でも、軸がぶれないようにしていきたいなど考えています。これはあくまでも次回以降ということで、ぜひ話をしていきたいと思います。

○新宮会長

改めて申し上げますけれど、江端委員の提起はそれなりに意味があると思いますので、長期にわたっては4業種を存続させるかどうかを議論がされるべきだと思っておりますが、差し当たっては、必要性の有無に関する小委員会を設けたいです。今年度の。そのことについての理解を共有したいです。それを当代

する業種の方に来ていただいてやれるような体制があればいいかなと私は思っています。その辺について皆さんと議論がしたいというのが、次回の懇談会の理解です。それが中心です。本年度の中心です。長期にわたってどうするかは議論の中でどうするかは、審議会で改めて確認して次年度以降に引き継いでいくという形になると思う。差し当たって4業種のどれを廃止するかという議論を直ちにすることは、なかなか難しいと考えています。そういう理解ですがよろしいでしょうか。で、具体的なスケジュールの問題も当然ございますし、なかなか難しいとなればどういう方法をとるか考えていかなければなりません。今私が、ぼやっと思っていることが、そのまま実現するかどうか分かりませんので、主旨は特定最賃の必要性の有無の審議の前に、その審議の基本的な情報をきちっと確保できるかどうかということ、これが最大の目的になります。その点について、どういう方法が良いのか、それぞれ御提案いただければ有り難いと思っています。いかがでしょうか。

#### ○岡崎委員

私は今の会長の御意見でよろしいと思います。昨年度の委員会の状況を見ておきますと、本年度はなかなか、情報共有までいかないなと思っておりまして、ここは、どういうことをする場なのかを再認識することが必要かなと思っておりまして、もう一度、基本的なこと特定最賃とは何かということを含めて今一度共有していかないと、今年度とは言ってもなかなかうまくいかない、昨年と同じことになってしまうという感じがします。また、次回の際にまとまらないことがあれば、やはり私たち公益人たちも特定最賃とは何なのかということ再度認識する必要があるんだろうなと思う。昨年度だけを見ていると、結局繰り返しになりますが空中戦が行われ、何が何やらで終わってしまう、このようになる。やっぱり特定最賃の位置付けて、地域最賃が補足するもの、地域最賃の地域額全体を引き上げてやる側面があったわけで、リーディングされている業種は先に最低賃金を上げて、次に地域最賃を引き上げる役割をしている側面が強かった。福井県は無くなってしまったのかどうかということも含めて、言い換えますと、逆に地域最賃は最低限、特定最賃はちょっと上だということでは私は個人的にはずっと上げるべきだと思っておりまして、でも、やはり最低限のこの今の地域最賃はそれより上のリーディングはリーディングする特定最賃は少数なんだと思っておりまして、仕方がないとずっと思っていました。ただ、特定最賃の仕事をしなれば地域最賃の役割は本当にそれでいいのかと昨年度の議論を見て思った。であれば福井県の地域最賃はちょっと違う役割を果たすべきではないかと。特定最賃を持つゆえに福井県における地域最賃は特定最賃を持つような状況になるんじゃないか、そうしなければ地域最賃は強制でございますから、特定最賃は公共性、そういったような機能を地域最賃に持たせるといった議論を始めてもいいんじゃないかと、昨年議論を見て本当に思った。今現在は将来のことということで、枠組みを外してと思っていますので、新宮会長のおっしゃったこととは違いますが、そういったことを踏

まえないと、恐らく昨年と同じ状況になってしまうのかなと思い、あえて私見を述べました。

○新宮会長

ありがとうございました。いろいろの御意見がそれぞれの委員の方あると思いますので、次の審議会までに、事務局と協議して、こういうことを議論したいということを整理して皆さんに御連絡して、それについて議論していただく形にしようと思いますので。また、それについてこういうことを議論してはどうかという意見がございましたらお寄せいただきたい。そこについては、事前にお示しして懇談会とはいえ実りある形にしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。よろしいでしょうか。

・・・各委員うなずく・・・

○新宮会長

はい、ありがとうございました。

それでは、議題（3）「令和4年度における最低賃金の審議日程について」について事務局から説明をお願いします。

○細川室長

それではこれから説明をさせていただきます。

先ほどの議論の中で、異議審と特賃の改正の必要性についての議論を分ける話もございましたが、今は日程の部分についてのみ説明させていただきます

本年度の具体的な審議日程について説明させていただきます。資料No.2の「令和4年度福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表」を御覧ください。

令和4年度の審議会（専門部会）日程表については昨年度御審議いただき、日付の御承認をいただいております。ただ、7月4日（月）第493回審議会の開催時間について、労働者側より御連絡があり午前中は出席者が少なくなるので午後からの開催依頼の連絡がありましたので、開催時間を午後1時30分とさせていただきますので御連絡申し上げます。

○新宮会長

すみません、今回のこの日程はどの時間に設定するかも含めて今後は聴いていただけますよね。例えば、7月4日10時からなのか13時からなのか、について。どちらか可能性が二つありますよね。

○細川室長

はい。

○玉川委員

すいません、説明とは逆で午後が駄目なので午前中にさせてほしいと連絡をさせていただいたと思いますが。

○細川室長

そうですか、午前中じゃないと駄目ということですね、分かりました。

○新宮会長

すいません、今回もそうなんです、事前に時間を調整する確認が去年はあったと思いますが、この後空けといてくださいとか、午前ならできるけど午後からは駄目とかいうことがあるので、実は私も今日休講にしてきたので、それはそういう調整がなかったのが本来こういうのは困るんですよ。きっちりこの時間帯に借りるということを想定していただいて、この日程は空けますけれども、この時間帯は無理ということもありますので、個別に聴いていただいて出席者を確保するという形でやっていくという方法でお願いしたい。

○細川室長

わかりました。以後についてはそのように行います。

○岡崎委員

4日の日程については、本日決めたらどうでしょうか。

○新宮会長

4日の午後は私は駄目なので、誰か代理をお願いすることになります。ルーティンの仕事が入っている人はなかなか動かさないで、難しくなると思いますが、今言えいいですか、私は午後なら大丈夫とか、どうすればよろしいでしょうか。

○細川室長

それでは、各委員の皆様方に後日確認の連絡をとらせていただきますか

○新宮会長

15時からがないのは何ですか。会場がとれていないとか。

○細川室長

会場は1日とれております。

○江端委員

先ほどの新宮会長のお話では審議会が終わった後に懇談会の開催について相談しましょうという話がありましたが、新宮先生が午後からしかいらっしやらないのであれば、必然的に13時半から始めればよいと思いますし、都合がつか



ない人は欠席ということになりますよね。新宮先生の段取りで引き続き、お尻がだいたい何時頃に終わるかだけ教えていただければ、それに合わせることはできます。今、決めてしまえばいいんじゃないのですか。

○細川室長

分かりました。それでは午後のスケジュール等で 13 時半スタートと 15 時スタートというところで、17 時まで時間がとってございますけれど、御都合の悪い方はいらっしゃいますか。

○江端委員

新宮先生を優先して決めてください。

○新宮会長

あんまり、出席が少ないとそれはそれで困るのですが、どんな状況でしょうか。4 日の午後の都合の悪い方は何人ですか。

○細川室長

労働者代表の方お二人、駄目でしたよね。ほかの 3 人の方は大丈夫ですか。それでは 13 時半からということになりますと、公益の各委員の先生方は大丈夫でしょうか。

○新宮会長

大丈夫です。

○細川室長

では、使用者側代表の方は大丈夫でしょうか。

(全員大丈夫とうなづく)

それでは、申し訳ございません。4 日の日は 13 時 30 分からということにさせていただきますのでよろしいでしょうか。

○新宮会長

5 日の日はどうでしょうか。

○細川室長

すいません、会場がとれておりません。

○新宮会長

こういう決め方はかなり厳しいです。やはり日程調整を事前にいただく方法でお願いします。

○細川室長

分かりました。次回よりそうさせていただきます。7月4日につきましてはいかがでしょうか。

○玉川委員

諮問だけならいいんですけど、意見交換会があるとすると、3名では厳しいです。意見交換会については本日御提案をいただき、予定をしておりますので、我々3人は電気の関係なので、それぞれの専門的な意見も考え方もあるので、意見交換をすればちょっと難しいと。諮問だけの会議なら欠席ということも対応できますが、意見交換会はかなり重要と思われるので、申し訳ないですけど、2名外しての参加は難しい。

○細川室長

会長、すいません。7月5日の火曜日はいかがでしょうか。今から外部会場をとるようにしますが、皆様方の御都合はいかがでしょうか。まず会長、いかがでしょうか。

○岡崎委員

私、午後からは参加できません。

○新宮会長

私は午前は大丈夫です。

○細川室長

分かりました。皆さん、午前中大丈夫でしょうか。

・・・全員、うなづく・・・

○新宮会長

皆さん、7月5日火曜日の午前中はいかがでしょうか。

・・・全員、うなづく・・・

○細川室長

では、会場がまだ取れておりませんので、探させていただいて確定しましたら連絡の方を取らせていただきます。5日はパトロールが入っているみたいですが、使用者側の方は大丈夫でしょうか。こちらの審議会を優先していただくことはできますでしょうか。

○山埜委員

今年は、私は外れていますので、大丈夫です。

○山崎局長

私はパトロールの方に出ないといけないので、当日は欠席ということでお願いします。

○労側代表

労側は違うので大丈夫です。

○坂川委員

今回は何時くらいまでの予定ですか。

○細川室長

今回は諮問ですので、局長から会長に諮問していただいて、それ以降の審議内容はそれほどのボリュームはございませんので、審議内容が1時間、意見交換会1時間くらいの予定です。12時くらいに終わる予定です。

○新宮会長

諮問だけであれば、そんなに時間とらないですよ、1時間もかからないですよ。あっという間に終わりますよ。

○細川室長

それでは、いったん7月5日火曜日、10時からということで、場所につきましては確保できましたら委員の皆様にご連絡したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○新宮会長

すいません、7月8月についての各審議会等に関しては、事前にスケジュールを全部聴いていただけませんか。会場を先に確保されるとですね、それに合わせなきゃいけないので、無理が生じるような気がするのですが、8月末までの地賃を中心とした審議会に関して事前に聴いておいていただいた方がいいと思います。

○坂川委員

まず、会長のスケジュールをすべて抑えてからの方がいいんじゃないかと思ひます。

○細川室長

すいません、こちらの事務的な引継ぎの不備がございまして、時間の部分に

についても不備がございました。各委員の皆様方に確認することを失念しておりました。申し訳ございません。日程の方はこちらの方の日程でよろしいでしょうか。

○新宮会長

3月の審議会で提示されましたよね、だから、時間は聴いてもらってないので、そのうち聴いてもらえると思っていたので。例年のパターンに合わせて行動してしまうので。

○細川室長

分かりました。7月25日以降の専門部会につきましては、各委員の皆様方に時間の確認をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、途中になりましたが、最低賃金の審議日程について御説明させていただきます。

既に御承認いただいておりますが、確認のため説明をさせていただきます。例年6月20日頃に、厚生労働大臣より中央最低賃金審議会に対し、各年度の地域別最低賃金額改定に関する目安額審議の諮問がなされ、これにより中賃の審議が、7月の第3週までには答申がなされる予定となっておりますので、当局においては7月29日に開催を予定している494回審議会において目安答申の内容等について伝達させていただく予定としております。

次に、本年度の福井県最低賃金の改定については、例年どおり、10月1日の改正を目指すこととしているところであり、これらが可能となる審議日程の内容について説明させていただきます。

まず、具体的な金額審議を実施する専門部会の開催日程については、第1回目を7月25日（月）、第2目を8月1日（月）、第3回目を8月3日（水）、第4回目の専門部会を8月4日（木）に開催する予定とさせていただいておりますが、委員の御都合による多少の変更は可能な状況にあります。

次に、10月1日の改正を目指す場合の審議計画についてですが、この場合、8月4日の第4回目の専門部会には必ず結審手続を終了し（全会一致を含む）、8月5日の午前中に開催予定の第495回審議会にて、採決（または報告）を実施する予定とさせていただいております。

また、本年度の福井県最低賃金の審議に当たり、他県の結審状況を参考にすること等により、8月4日の専門部会の結審が見込めない場合においては、8月5日の全日を専門部会（結審）の予備日、8月6日、7日が土日のため、8月8日を第495回審議会（採決）の予備日とそれぞれ設定し、十分な議論に基づく結審が行われる計画としております。なお、これら予備日における結審となった場合は、福井県最低賃金の改正は10月2日からとなることを御承知いただきたいと思ひますし、これよりも遅い日程による結審となる場合は、最も早い場合でも10月5日以降の改正となり、その影響が大きくなることから、現時点での審議計画は策定しないことを考えています。

なお、答申後の手続としましては、同日より異議申出の公示期間を15日間設け、異議申出がなされた場合は、8月23日の午前中に予定している第496回審議会にて異議申出に関する審議を実施し、同様に8月24日の午前中を第496回審議会の予備日として設定しております。

なお、第496回審議会につきましては、仮に異議申出がない場合であっても、例年、特定最低賃金の金額改正の必要性に関する審議を実施し、必要性が認められた場合は、同日付けにて金額改正の諮問を行う予定とじていますので、何れにしても同審議会は開催させていただくことになります。

以上の審議計画による、福井地方最低賃金審議会の審議日程として確定させたいと思っておりますので、これらの点についてよろしくお願いいたします。

次に小委員会についてですが、先ほどの審議にて異議審とは別日で小委員会を設けて必要性の有無を審議するとのことでしたので、ここでは、現在予定してきました（案）の状況を参考程度に御説明します。

本日の審議にて、「特定最低賃金の審議手法及び審議日程」に関する検討・協議については、小委員会を設置の上、別途審議を実施することになりましたので、これらの開催予定日について後日新たな予定をお示ししたいと思います。昨年の小委員会は、1日に2業種の必要性の審議を実施し、全体で2日間の日程を確保して御審議いただきました。

今年の予定では、福井県最低賃金の答申後の異議申出期間（15日間）中に開催したいと考えて、日程表の開催候補日である8月9日、10日、12日、22日の4日間の中から本日決定いただきたいと思います。

○新宮会長

ありがとうございました。

小委員会の開催については、議論によって流動性がありますので、その辺は皆さんと御相談をして決めていきたいと思っております。

その他につきましては原則、今御説明のありました内容によって進めさせてもらいたいと思っております。

○新宮会長

それでは、議事（4）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

○細川室長

はい、次回以降の審議会等の開催時間等について、後日皆様に確認を取らせていただき、決定させていただきますが、日程は一応次の通りとさせていただきます。

資料No.2を見てください。

第493回審議会は、7月5日(月)午前10時00分から（確定済）、

第494回審議会は、7月29日(金)

第495回審議会は、8月5日(金)

予備日として、 8月 8日(月)  
第 496 回審議会は、 8月 23日(火)  
予備日として、 8月 24日(水)

次に、専門部会は

第 1 回専門部会を、 7月 25日 (月)  
第 2 回専門部会を、 8月 1日 (月)  
第 3 回専門部会を、 8月 3日 (水)  
第 4 回専門部会を、 8月 4日 (木)

それで、小委員会は、開催日程を含めて事務局で検討させていただきたいと思いますが、現在の予定では

8月 9日 (火)  
8月 10日 (水)  
8月 12日 (金)  
8月 22日 (月) (予備日)

でございました。

以上です、よろしく願いいたします。

○新宮会長

その他に、事務局から何かありますか。

○細川室長

私の方から、お願いも含めて幾つかお話させていただきます。

最初に、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出についてですが、手続上、7月末をめぐりに関係者への協力を求めることとなっておりますが、8月5日又は8日(予備日)の審議会においては、特定最低賃金の改正に関する必要性の有無に関する諮問も実施させていただき予定としておりますので、できれば7月25日(月)までに賃金室宛て提出いただきたいと思います。お忙しい中大変恐縮ですが、期限までの提出についてよろしく願いいたします。

次に、本日、「令和4年度版 最低賃金決定要覧」という冊子を配付させていただきました。この決定要覧には、最低賃金法、審議会令等の関係法令、中賃の目安制度や産業別最低賃金の変遷経過、さらに、各都道府県別の地域別最賃及び特定最賃の昨年度の決定状況等が掲載されておりますので、必要なときに内容等の御確認をいただければと思いますし、今後の審議の中で確認を要する場合等もありますので、今後、審議会・専門部会に出席いただく際には御持参いただければと思います。

次に、毎年、最初の審議会に提出している各種資料について、簡単に説明させていただきます。

それでは、最低賃金に関する情勢報告として、今回提出しました資料No.3～20の内、先に資料3から17について説明させていただき、その後、資料No.18から20について説明をさせていただきます。まず資料3から17ですが、これ

らの資料については、毎年提出させていただいているものですが、これらについて簡単に説明させていただきます。

最初に、資料No.3の「福井県最低賃金の推移」を開いてください。この資料につきましても、福井県最低賃金に関する「中央最低賃金審議会から示された目安額」「実際の引上額」「目安額との比較」「時間額」「引上率」「答申月日」「採決状況」「発行日」について、平成27年～令和3年までの推移状況が記載されております。具体的な内容についてですが、平成28年～令和元年につきましては、年3%以上の引上げが毎年実施されておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による経済、雇用等の悪化により、中賃からの目安額が示されず、結果として1円(0.12%)の引上げとなり、令和3年度は年3%以上の引上げとなりました。また、結審方法としましては、平成27年及び令和元年には、「審議会令第6条第5項」の取扱いにより、全会一致による専門部会での結審となり、それ以外の年につきましては、審議会令第5条第3項に基づく審議会での採決による結審となった状況になっております。

次に、資料No.4の「福井県最低賃金額と一般賃金水準等との比較」についてですが、一覧表の構成としましては、縦軸が平成24年から令和3年まで年次別、横軸は「福井県最低賃金額」「(規模別の)福井県所定内給与月額」「(男女別の)福井県高卒初任給月額」「福井県女性パートの賃金(時間給)」の区分となっております。その右側には、今ほどの最低賃金、所定内給与、高卒初任給等の実額に対し、平成24年度を100とした場合のそれぞれの指数、「福井市消費者物価指数」については、平成27年度を100とした場合の指数が記載され、さらにその右の欄には、厚生労働省労使関係担当参事官室調べによる全国の企業規模1,000人以上の春季賃上げ率が記載されており、平成26年度から令和2年度までは2%を超える賃上げ状況となっておりますが、令和3年度は2%を下回る結果となっております。同表の左欄に戻りますと、福井県最低賃金額に関する年次別の記載がされ、最低賃金額の左右に鍵括弧による数字が記載されておりますが、これは、その年の最低賃金額に毎月勤労統計調査の規模別(規模5人以上または規模30人以上)の月間の所定内労働時間数を乗じた数値を記載しており、左欄が規模5人以上、右欄が規模30人以上の月間所定内労働時間数により算定した額となっております。また、福井県所定内給与、福井県高卒初任給月額の左右の( )内の数字は、最低賃金額の鍵括弧内の数字との比率がそれぞれ記載されております。

次に、資料No.5「種類別・求職賃金情報」ですが、令和2年と令和3年の同じ時期2年分の資料をそれぞれ提出させていただいており、前にある資料が令和2年3月～5月分、次の資料が令和3年3月～5月分となっております。資料の構成としましては、求人または求職における希望賃金を、一般又はパートの区分により、職種別に集計された資料となっております。本件資料については、ハローワークに提出される求人票に提示される賃金条件である上限額及び下限額を基に作成されたもので、本表の上限賃金については、各事業所より提出される求人票の上限額の平均額、下限賃金については求人票の下限額の平均額が

記載されるものでありますし、求職賃金の希望賃金についても求職時における希望賃金の平均額が記載されております。

次に、資料No.6「新規学卒者の初任給額情報」につきましては、産業別、職業別、規模別の初任給状況を集計したもので、令和2年3月分と、令和3年3月分を資料として提出しております。これは、ハローワークにおける「雇用保険被保険者資格取得データ」を基に作成されたもので、3月～5月に提出されたデータの平均値が記載されています。

次に、資料No.7～資料No.17 についてです。

資料7、雇用失業情勢、資料8は、福井県内の労働市場の動き資料9は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報、資料10は、福井市消費者物価指数、資料11は、福井県景気動向指数、資料12は、福井県鉱工業指数、資料13は、福井県内経済情勢、資料14は、管内経済情勢報告、資料15は、北陸経済調査、資料16は、福井県金融経済クォーターリー、資料17は、景気見通し調査結果、の資料です。ここまでの11種類の資料については、インターネット上に公開されている最新の資料です。これらの個々の資料に関する詳細な内容の説明等につきましては、時間の関係もありますので省略させていただきたいと思いますが、各委員におかれましては、後ほど御確認いただき、今後の審議の一助としていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、資料18から資料20 についてですが、これらの資料について添付をしました経緯を簡単に説明します。使用者側委員の江端委員から御意見を幾つか頂き、その一つ目の、特定最賃の4業種について選定された経緯が分かるものはないか、二つ目の、福井県はA～Dまでの4ランクの3番目Cランクに位置しているが、同じCランクの各県との労働賃金、物価指数や景気動向等の数字から見た最賃額について、などの意見を徴したところから、資料を作成した次第です。このほかにも意見を徴しておりますが、今回は先ほどの意見に対して資料を作成しました。

まず、資料18ですが、これは、都道府県別、地賃・特賃額年度別推移表、資料19は、関連資料で、昨年度の中賃の小委員会配布資料の一部抜粋した資料で、資料20は、消費者物価地域差指数、となっています。

では、資料18 についてです。最初の資料は、都道府県別・地域最低賃金年度別推移表で平成29年度から令和3年度までの改定額を表にしたものとなっております。福井県はグレーの線で囲ってあります。その次の表は、都道府県別・特定最賃額年度別推移表で福井の4業種がそれぞれ色別に区分しており、他府県と同業種も同色で表しております。年度は平成15年度から令和3年度までを表記しており、朱書きの数字は前年度からのアップ額が記載されています。よって、0円表示は改正が見送られたことを表しているものです。

次の表は、江端委員から特定最賃の4業種について選定された経緯が分かるものはないかの御意見について調べましたが、4業種の選定は昭和63年度から平成元年度にかけてあったものですが、局内の保存してあるファイルを確認しましたが、保存年月日を経過している年度ですから、確認できる資料は保存さ



れていませんでした。

ただ、当該表が唯一存在しておりまして、この表は、昭和 45 年当時から記録されているもので、県最賃と旧産業別最低賃金（昭和 45 年度から平成 2 年度）から新産業別最低賃金（福井は昭和 63 年度から繊維製造業と電気機械器具製造業、平成元年から、機械器具製造業、百貨店）への移行し現在までの推移表となっております。これを見ますと、昭和 45 年当時の旧産業別最低賃金において、「食料品製造業」、「繊維産業」、「木材・木製品・家具・装備品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「出版・印刷・同関連産業」、「機械・金属製品等整合及び自動車整備業」、「卸業・小売業」、「自動車整備業・販売業」の各業種から、新産業別最低賃金への移行（産業分類の改定等に伴うもの）が行われた昭和 63 年から平成 2 年までの間で、福井は、昭和 63 年度から繊維製造業と電気機械器具製造業、平成元年から、機械器具製造業、百貨店の業種の選定が行われた、特定最低賃金の審議が行われています。なお、一部、各種商品小売業と百貨店の業種については、業種の変更等があり現在に至っている状況にあります。よって、この表より昭和 62 年度から昭和 63 年当時は、業種選定について、また日額、時間額についての審議が時間を掛けて行われたであろうと推測することが出来、当時の福井県の産業を主として支える業種等として、繊維製造業、機械器具製造業、電気機械器具製造業、百貨店（各種商品小売業）を選定したのではないかと思います。この表の令和元年度から昨年度までの間、朱書きの数字は県最賃の適用となったことを表しております。

次に、資料No.19 についてです。

これは、江端委員の 2 つ目の御意見に関する資料とさせていただきます。

当該資料は昨年度の中賃の小委員会への配布資料にあったものの一部を抜粋したものです。当該資料は昨年度の第 487 回（R3.7.26）福井地方最低賃金審議会に中央最低賃金審議会「令和 3 年年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」として資料提供しております。

1 枚目の各種関連指標（都道府県別）の表で、1 人当たりの県民所得額（平成 29 年度）について、C ランク中、群馬に次いで福井が 2 位となっており、福井県の県民所得がある程度高い水準にあることが分かります。次の表は賃金（定期給与）の年度別推移表となっております。これを見ますと、令和元年（1 番左側）、平成 30 年、平成 29 年の直近 3 か年度を見ますと、令和元年度については、C ランクの福井は 279,463 円で第 1 位で、北陸 3 県では石川県、富山県を抑えての第 1 位です。また、B ランクの○を付した 5 県よりも高く、A ランクの 2 県よりも高い額となっております。平成 30 年を見ますと C ランク中では 277,407 円で、第 3 位で、全国で見ても 13 位、北陸 3 県では、石川県は 278,387 円で福井県より高い額となっておりますが、富山県より福井県が高い金額となっております。また、B ランクの○を付した 5 県よりも高く、A ランクの 2 県よりも高い額となっております。平成 29 年を見ますと C ランク中では 282,060 円で第 2 位で、全国で見ても 10 位、北陸 3 県では石川県、富山県を抑えての第 1 位です。また、B ランクの○を付した 7 県よりも高く、A ランクの 2 県よりも高い額と

なっています。この表の直近の3か年の状況ら定期給与の額を見ますと、福井県は常にCランク中上位に位置し、A・Bランクの数県よりも高い賃金額ということが分かります。

次の表です。この表は消費者物価対前年上昇率の推移表になっています。この表中、福井県は平成24年から令和2年まで、消費者物価対前年上昇率がプラス状況であることが分かります。北陸3県で見ますと石川県は平成24年から令和2年までで、平成24年平成28年令和2年と対前年上昇率がマイナスを示しています。また、富山県は平成24年から令和2年までで、平成24年、令和2年と対前年上昇率がマイナスを示しており、平成28年はプラスマイナスゼロであるとしています。福井県の消費者物価は前年より高いことが続いていることが分かり、やはり最低賃金を上げていくことが必要なのではと考える次第です。

次の表も消費者物価の表ですが、この表は地域差指数の表となっています。全国平均を100として各県の消費者物価を年度毎の推移表となっていますが、福井県は平成23年から平成30年までは98.1から99.9となっており、令和元年に全国平均の100となっています。北陸3県では、石川県は平成26年が99.7ですが、その他の年は全国平均を超えた数となっています。また、富山県は平成30年に全国平均を超えたものの、その他の年は全国平均を下回っています。福井県は毎年全国平均は下回っているものの、高い数字で推移していることが分かり、物価は高い県である様に思われます。

資料No.19の最後の表ですが、この表は令和3年度地域別最低賃金額一覧で、AからDランク別に表した表となっております。福井県は全体の27番目で、Cランク中14番中10番と下位に位置していることが分かります。賃金額や物価はある程度高い状況にあります。県最賃額はどちらかというと低い水準に位置していることが分かり、最賃額辺りの額で就労している方々は暮らしにくい状況にあるのかなと思料されるところです。

最後に資料No.20です。これも、先ほどの表同様、総務省が出しています。内容は2020年(令和2年)の消費者物価地域差指数の結果を出しているものです。

1枚おめくりいただいた3ページの棒線グラフ図1「都道府県別消費者物価地域指数(総合)全国平均100のものですが、この図を見ていただきますと、各県の消費者物価の高い順に左から図示されており、福井県は全国では15番目に位置しております。同じCランク県を見ますと、北海道が7番目、石川県が8番目、徳島県が11番目、となっており、福井県より上位に位置しています。やはり、この図からも見ても、全国的な状況から見ても、福井は47番目中15番目と高い状況にあることが確認できます。10ページを御覧いただくと、福井県は10の費目中、「食料品」への支出する指数が群を抜いて高く全国1位です。いろいろな要因はあろうかと思いますが、やはり、共働きの家庭が多く、仕事帰りに夕食のおかずとして店の総菜等を買って帰って食するような状況も一つ要因ではないかと思えます。また、そのほかに「家具・家庭用品」への支出も高い指数を示しています。福井県も持ち家率の高さから、家具等の購入も増えるものかとも思えます。また、「教育」も高い指数を示しております。よく、

小学生や中学生の学習成績の良さのニュースを耳にします。塾等に通わせたりする家庭が多いことも要因の一つかと思えます。これらの状況から全国第15位の状況にあるものです。以上簡単に御説明させていただきました。

以上です。

#### ○新宮会長

それでは、色刷りになった資料があると思うんですが、私は絶対額についてはなかなか分からないので、福井県がどれくらい変化しているのかなと思い資料があったので自分で作ってみました。で15年間、平成18年と去年と比べてみますと、福井の絶対額は24位から27位に落ちています。Cランクの下の方、下の辺りかなと思います。地賃水準順位の表ですが、この間の変化率を見ますと変化率は当然もともと低いところは変化率は大きくて、変化率より変化幅の方が良いと思いますが、3枚目を見ていただくと地賃15年引上げ幅で見ると、福井県はこの間引上げ幅が209円、37番目ぐらいの水準となります。実はこの間Dランクが頑張っているということが分かります。Dランクの人たちが引き上げて一生懸命になっているんじゃないかなと思う。Cランクの引上げ幅は比較的上下に分かれていることが分かる。15年というのは恣意的（しいてき）という感じもするので、最近5年間で見てみたが、5年で見た引上げ幅は福井は全国で40番目くらい、数字でいくと42位となっていますが40番目くらいで、やっぱり、ここも過去5年で見るとDランクが一生懸命に地賃を上げようと努力している跡が見えますし、Cランクは比較的現状維持傾向が強いのかなあとということが見て取れるかなと思います。皆さんで、それぞれお持ち帰りいただいて御覧になってください。

それでは、特賃についても一枚ありますけれども、これも15年の変化率とか引上げ幅を見てみました。福井の関係するのは一般機械、黄色の線が入っているのがそうです。福井はこの間、引上げ幅121円16.1%で15年間では一般機械の中では低い水準となっています。各種商品小売、これはR3年が赤字で書いてあるのは地賃になっているということです。引上げ幅を見てもその業種の特賃ではなくて地賃になります。多くの所が、地賃に吸収されつつあることが分かります。それから、2枚目の繊維についても全国で5県しかありません。5県の内5県が地賃に吸収されていますが、令和になってからの引上げ審議が行われていない4県に対して、福井は令和元年に引上げが行われていますが、繊維も地賃に吸収されつつあるような印象を持ちました。電気機械は非常に電気機械の中では引上げ幅が低い県になっていまして、ほかのところは特賃としての計画を維持しようという感じに見える。その中で福井は低い水準になっていることが分かると思う。百貨店については、まばらで地賃に吸収されつつある所と、まだ頑張っている所があるかなということが分かる。という感じで引上げ率と引上げ幅で福井の現状を見てみました。これらを見て参考にしていただければと。主として審議会では幾ら上げるかを議論してきました。何円が適正かというのは、なかなか難しいところもありますので、少し皆さんの参

考になるとしたら、この間どれだけの引上げ幅なのか、引上げ率なのかという辺りが、もしかしたら参考になるのかなと思ってお作りしてきた次第です。御覧いただいて今後の議論の参考にしていただければ良いかなと思っています。

#### ○江端委員

事務局の方いろいろ資料をお作りいただきましてありがとうございました。たまたま、藤原部長とお会いする機会がありまして、先ほどの2点の質問をさせていただきます。一つは特定最賃の4業種を決めるときの要件とか何か、当時あったのならどういう決め方をしたのかということをお教えいただきましたんですけど、ファイルが残ってないということで、しょうがないということでした。あともう1点、賃金についてですが、賃金が今どういう水準、レベルにあるのかということ。実はこれには理由がございまして、今ほどの資料のですね170ページを見てください。5の目安制度とその見直しの経緯です。目安額がずっと改定されていて、今の福井のCランクというのは174ページ、(6)平成29年の「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」(平成29.3.28)のポイントの②ランク区分の在り方の最初のところで19の指標に見直し、2番目に四つのランクに分けますよということ。そして、175ページにランクの推移があり福井の所を追っていただくと、昭和53年度はCの真ん中くらいにいて、平成7年度は一番下、平成12年度は下から5番目ぐらい、その後、少し上がって、下がって平成29年度Cランクの下から5番目に福井がいる。先ほど賃金が高いのになんで福井はCランクの真ん中より下にいるのかという疑問を持ってまして、実はランクを決めた時の指標というのが188ページを広げていただいて、実は賃金だけで決めたわけではない。物価指数とか、なおかつ賃金といっても右側の⑥所定内給与額から⑭番目の地域別最低賃金のここまで、いろんな賃金を使っています。今回お示ししていただいた賃金額は何かなと思ったところ、189ページの⑦の常用労働者1人1時間当たりの所定内給与額があり、これは厚生労働省の毎月勤労統計調査地方調査ですが、これは先ほど室長の方から御説明いただいた同じ統計です。ただ、⑦ここで使っているのは時間当たりの時間換算しているが、先ほどのものは月給であった。加えてこれは平成22年から平成26年の数字を使っている。この指数で見ると見にくいのですが、福井が69.3、石川が70.6、富山が71.2になっています。先ほどトップクラスの賃金という話がありましたが、平成22年から平成26年ではそれほど賃金は高くなくてランク付けした時には成績が悪かったのか、また、先ほどの統計は30人以上の事業場でこの資料は5人以上と書いてある。先ほど御説明があったように、福井の賃金全体が上がっており、ランクがCからBに上がっていれば最低賃金も上げやすいのになと思っていました。なんで、そんなことを言うかということ、冒頭の174ページの(6)平成29年度一番下の⑤に、今後の見直し「ランク区分については、平成7年の全員協議会報告に復して5年ごとに見直しを行い、2022年度以降は当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。」と書かれているので、2022年度は正に今年度ですから、もしかして室長さんが言

われたとおりランクが上がっていたら、順位を上げるかBランクに行くかも分かりません。引き続き19の指標を使ってなおかつ賃金だけじゃなくて物価や物価水準とか初任給とかそういったところを総合的に見るということになると、やっぱり引き続きCランクの低いところなのかもしれません。その辺は正に、2022の見直し動向というのを注視していく必要があります。局長さん、中央本省の方では、この議論というのは有りそうですか。

○山崎局長

今後ですが目安額が示されますが、同時並行で目安制度の在り方について議論が中央の方で進んでいるところであります。その辺の状況については皆さんに情報を提供しながら議論を進めていただきたい。

○江端委員

そんなことで、国の方で持ってくる指標を替えられたり、そもそものランクの設定の仕方の見直しがあると、少なくとも今年度は昨年度と昨年度までとを見ながら議論すればよいと思いますが、近々ランク制の見直しがかかるということになると、目安額も当然変わってきますし、我々としては注視していく必要があるのだと思います。

○新宮会長

ありがとうございます。今回、提示された資料は今後の中で使っていただきたいと思います。

それでは、本日の審議会はこれで閉会とします。

御苦労様でした。

(閉 会)